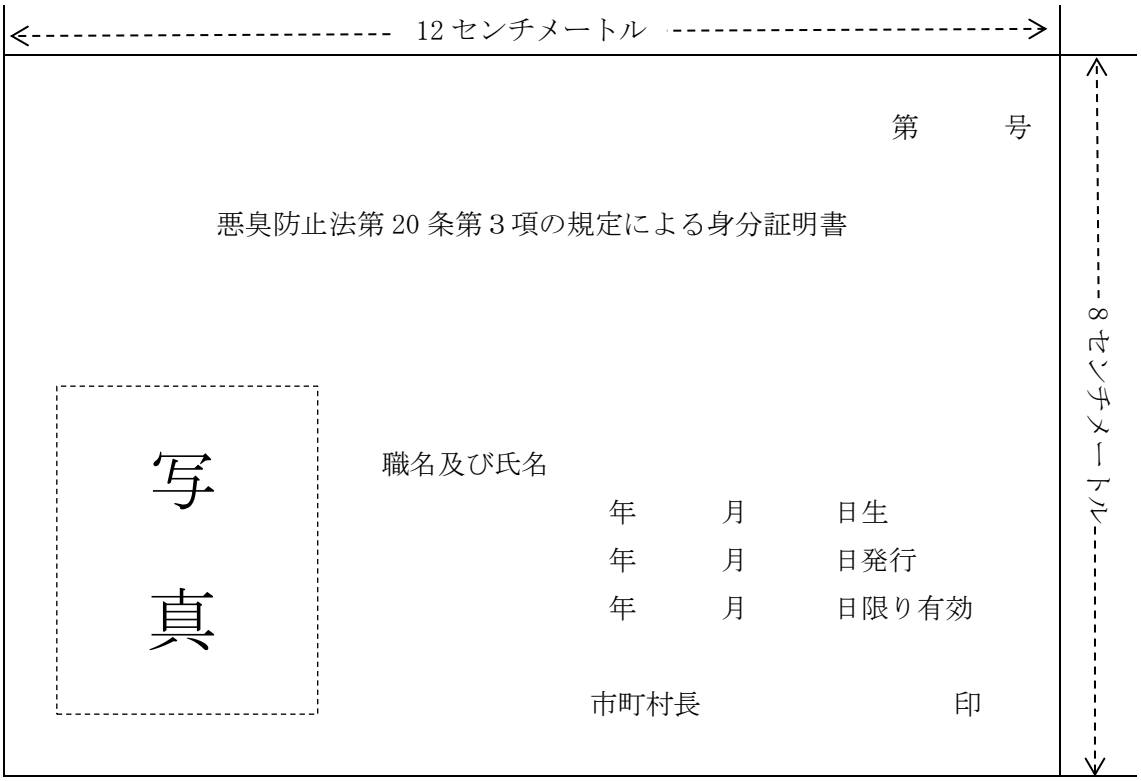
様式第 13 号（第 28 条関係）

表



第　　号

悪臭防止法第 20 条第３項の規定による身分証明書

写真

職名及び氏名

年　　月　　日生

年　　月　　日発行

年　　月　　日限り有効

市町村長　　印

裏

悪臭防止法抜すい

第 20 条　市町村長は、第８条第１項若しくは第２項又は第 10 条第３項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、当該事業場を設置している者に対し、悪臭原因物を発生させている施設の運用の状況、悪臭原因物の排出防止設備の設置の状況、事業場における事故の状況及び事故時の応急措置その他悪臭の防止に関し必要な事項の報告を求め、又はその職員に、当該事業場に立ち入り、悪臭の防止に関し、悪臭原因物を発生させている施設その他の物件を検査させることができる。

２　（略）

３　前２項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

４　第１項又は第２項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第 28 条　第 20 条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、30 万円以下の罰金に処する。